

スポーツ仲裁法研究啓発活動委員会規則改正

現行	改正案
<b>第1条（設置目的）</b>	
日本スポーツ仲裁機構は、 <u>一般財団法人日本スポーツ仲裁機構</u> 定款第4条(4)の事項に関する具体的な企画の立案のため、スポーツ仲裁法研究啓発活動委員会（以下、 <u>本委員会</u> という。）を設置する。	日本スポーツ仲裁機構は、 <u>公益財団法人日本スポーツ仲裁機構</u> 定款第4条(4)の事項に関する具体的な企画の立案のため、スポーツ仲裁法研究啓発活動委員会（以下「 <u>本委員会</u> 」という。）を設置する。
<b>第2条（構成）</b>	
(1) 省略 (2) 本委員会の委員長及び委員は、 <u>一般財団法人日本スポーツ仲裁機構</u> ・代表理事（以下、 <u>機構長</u> という。）がこれを委嘱し、これを受諾した者とする。	(1) 省略 (2) 本委員会の委員長及び委員は、 <u>公益財団法人日本スポーツ仲裁機構</u> ・代表理事（以下「 <u>機構長</u> 」という。）がこれを委嘱し、これを受諾した者とする。
<b>第5条（出席者）</b>	
(1) <u>機構長のほか、日本スポーツ仲裁機構の執行理事及び仲裁人候補者団幹事・副幹事は、適宜、本委員会にオブザーバーとして出席することができる。ただし、機構長は、これらの者を正式メンバーとして出席させるため、拡大スポーツ仲裁法研究啓発活動委員会を開催することができる。</u> (2) 省略	(1) <u>機構長及び執行理事は、適宜、本委員会にオブザーバーとして出席することができる。ただし、機構長は、これらの者を正式メンバーとして出席させるため、拡大スポーツ仲裁法研究啓発活動委員会を開催することができる。</u> (2) 省略
<b>第6条（事務）</b>	
(1) 本委員会の事務は、 <u>一般財団法人日本スポーツ仲裁機構</u> の事務局がこれを行う。 (2) <u>一般財団法人日本スポーツ仲裁機構</u> の事務局員は、適宜、本委員会に出席する。	(1) 本委員会の事務は、 <u>公益財団法人日本スポーツ仲裁機構</u> の事務局がこれを行う。 (2) <u>公益財団法人日本スポーツ仲裁機構</u> の事務局員は、適宜、本委員会に出席する。
<b>第7条（経費）</b>	
(1) <u>一般財団法人日本スポーツ仲裁機構</u> は、会議室代等、本委員会の活動に合理的に必要な費用を負担する。 (2) 本委員会の委員長及び委員は無報酬と	(1) <u>公益財団法人日本スポーツ仲裁機構</u> は、会議室代等、本委員会の活動に合理的に必要な費用を負担する。 (2) 本委員会の委員長及び委員は無報酬と

<p>する。ただし、本委員会への出席その他の職務上の会合に出席するための経費として、1回につき一律 5,000 円を支払う。</p>	<p>する。ただし、本委員会への出席その他の職務上の会合に出席するための経費として、1回につき一律 5,000 円を支払う。</p>
<p>附則</p>	
<p>附則 1～2 省略 附則 3 この規則は、2009 年 4 月 1 日に遡って施行する。</p>	<p>附則 1～2 省略 附則 3 この規則は、2009 年 4 月 1 日に遡って施行する。 <u>附則 4</u> <u>この規則は、2014 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>